

## 水戸烈公の生祀と御陰講

照 沼 好 文

### 一

偶々、水戸の義、烈二公を奉斎する常磐神社を参詣した折に、当神社境内に水戸藩第九代藩主烈公徳川斉昭(寛政十二年)の仁徳を讃仰する記念碑△仰景碑▽を拜見した。そして、その碑文の中に、奇しくも烈公の生祀に関する記録を見出すことができたので、本邦における生祀信仰の一事例として、これを報告して置きたいと思った。これまでに、烈公に関する愛民の治政については、数多くの記録によって紹介されてきたところであるが、烈公(1)の生祀に関する報告は、寡聞にして管見する機会がなかったからである。

この△仰景碑▽は、鬱蒼とした杉木立に囲まれた常磐神社本殿裏に仰景会会員によって、明治三十三年四月、高さ四尺五寸、幅三尺の記念碑として建立されたものである。正面の△仰景碑▽の題字は、正三位福羽美静の揮毫により、碑文は水戸の碩学栗田寛博士の撰文で、仮名混り擬古文の体裁で記されている。△仰景碑▽の碑文の内容は、烈公の愛民の治政、とくに天保年間における打ち続く飢饉に際して、餓死を免れた常磐村十二戸の農民たちが烈公の仁徳に感謝し、その恩に報いようとして、御陰講という講を結成した由来、この講中には毎年十二戸の農民が寄り集まって、君恩報謝の行事を行なう習わしとなったこと、やがて義、烈二公奉斎の常磐神社創建の折には、さらにこの農

民らが杉苗三千本を奉納したという美德を顕彰している点などが注目される。

因みに、栗田博士撰文の八景碑の碑文を、つぎに掲げてみよう。

我旧水戸藩主烈公の国に臨みて政を施らし給ふに当りては、学校を設けて忠孝節義を教へ、経界を正して貧民を



救ひ給へりければ、其の近く仕ふる人々は申すも更なり。賤しき民どもに至るまで、其の御徳を被らぬは在らざりけるを、公の不慮なき禍に罪りて、駒籠のやかたに幽閉られおはしける時、国中の士民目も心もくれふたがりて、かかる明君のいかでかくはなりぬる、此処は譏説なり、およつれなりとて、或は幕府の閣老に訴へ、或は侯伯にゆかり求めて冤を雪がむとしける人々さはなるが、中には罪かかふりて家にこもらえ、又人屋に囚はるるもありしかど、唯ひたぶるに君の御為と思ひて、生死を顧みもせざりしは、我公の御徳

の厚き故にあらざらむやは。まして天保丙申<sup>(七)</sup>・丁酉<sup>(八)</sup>の年頃、天下飢饉に迫り国々の大名小名の部下に住む民ども、食を求むるにたつきなく、妻子を棄て楽国に往かむと思ひ、又は父子夫婦相携て他郷に流離つつ、飯にゑてこやせる旅人も多かりけるに、此領内には昔威公の御時、稗倉<sup>ひえくら</sup>を設けて凶荒に備へしを始にて、義公その業をうけ継ぎ倉廩を増し、此公に至りますます其謀をなし給ひければ、一人も食に乏しくまた死失る者も無りしは、公の御徳の世にすぐれておはし坐<sup>ま</sup>が故にこそは在べけれ。その年頃に、公の国民に諭し給へる御文のありけるを、殊に仰ぎ尊み敬ひおろがみ奉りし民なむ常磐村に十二戸ありけるが、各おのも心を協せ力を共にし、長く其の御恩徳を忘るまじき由を誓ひ、御ふみを掛軸に表装して其を拝みまをし、彼の凶荒の艱難なるありさまをとどもに打語りひつつ、其御徳に報い奉らんとて御陰講といふ社を結びて、神とも神と崇まへまつりしより、六十

年あまりを一日の如く今に仕奉り来しは、厚くまめまめしき心になむありける。かくて我天皇命の大御世の始つかに當りて、殊に烈公の忠誠を深くめで思し給ひて、先君義公と共に常磐の神と崇められしを、此十二戸の民共いたく嬉しみ歡びて、此講の月毎に少かつ備へ置く物もて、神社の背後に杉苗三千株を殖て献りけるが、今は其杉の木青山なす繁り榮えて、御社もいと神さびて神々しくおはすなるは、やがて此民ども烈公の忠義を励まし給へる御徳を慕ひ奉れるによれる者なりけり。古語に泰山仰兮景行々兮と云るは、やがて御かけをあふぐ意にもかなへればとて、明治三十一年八月二十九日といふ日に、この仰景の碑文をかき記して後世に告る者は、文科大学教授正五位栗田の寛になむ。

(傍点  
筆者)

## 二

さて、加藤玄智博士の高著『本邦生祠の研究』を見れば、加藤博士はわが国における生祀に関する事例六つ<sup>(2)</sup>を指摘され、且つこれについて詳細な研究報告をなされている。とくに加藤博士は、『本邦生祠の研究』の自序において、生祠(祀)についての明確な概念の規定を試みている点が注目される。

生祠(祀)に関する加藤博士の規定に拠れば、

生きてをる中から、人間を神に祭った神社、換言すれば、肉体の生活事実が、尚存続して居る中から、その人間の中に、人間以上の神の光をみて、その生靈<sup>いきたま</sup>又はその靈肉両者から成つてをる人間を、人間以上の神として拝察する為めに出来た祠字は、之れを生祠と呼び、かう云ふ意味で、這種の人間を、まだ生きてをる中から神として拝察する——縦令特定の祠字はまだ設けられなくても——のを生祀と名づける。

と、端的に述べている。さらに、この加藤博士の言葉を敷衍して、安津素彦博士は『生祠とは何か』という記念講演<sup>(3)</sup>のなかで、こう述べている。すなわち、「生祠」とは生と祠<sup>はこ</sup>との二語の成語である。「死祠」の対語とみられる。

人間を祀った社は多い。靖国神社をはじめ乃木神社、東郷神社などの国家或いは社会のために生命を捧げた人或いは国家へ忠誠を捧げた英れた人を祀った神社はいずれも、既に亡くなった人を祀る社であるから、死祠の分類に入る。死後に社を創建したからであると述べて、「生祠」と「死祠」との区別を明らかにしている。そして、安津博士は生祠（祀）について、つぎのように説明しているので、さらに注目しておきたい。

生祠は死者を祀った社ではない。生きてゐる人を祀った社を指す。生きてゐる人、現に肉体をもつてその日その日の生活を営んでゐる特定の人物に神聖性を感じとつて、その上で宗教的な建物を設けて祀つたとき、その祀宇を生祠と称するのである。生きてゐる人物に神聖感、カシコシとの心情を懐いたとしても、さう感じた人（又は人々）は必ずしも一定の社の如き堂の如き建造物を設けて祀るとは限つてゐない。選擇の形式をとつたり又は写真等の影像をしつらへたり、或はその特定者の所有したもの―衣類・品物等、或は菅原道真の配処にあつて天皇より下賜せられた御衣を拝した例などは、このケースにはあてはまらないが、生祀を理解する媒介の役目を果たすものではあるまいか―を通して何らかの宗教儀礼を執り行ふときには、これを生祀と名付け生祠と区別する。以上のように、安津博士は生祠と生祠との区別を明らかにして、加藤博士の生祠（祀）に関する概念を拡大し、かつ説明している点が注目される。

\*

これらの生祠（祀）に関する概念を念頭において、つぎに烈公生祀に関する事例に注目してゆきたい。

とくに、さきの栗田博士撰文の八景碑のなかで、烈公の生祀に関する事例として注目に価する箇所は、以下に掲げる一節である。この烈公生祀については、従来全く研究調査が行なわれていなかったために、これをもつて烈公生祀の事実として報告することには、いささかの躊躇をおぼえる。しかし、敢えてこのことを報告し、後日一層詳細

な研究報告の出現することを期待したいと思うが、ともかく、さきの八仰景碑の碑文のなかから、烈公の生祀に關する一節を引用すれば、

その年頃に、(烈公)の国民に諭し給へる御文のありけるを、殊に仰ぎ尊み敬ひおろがみ奉りし民なむ常磐村に十二戸ありけるが、各おの心まごを協せ力を共にし、長く其の御恩徳を忘るまじき由を誓ひ、御ふみを掛軸に表装して其を拝みまをし、彼の凶荒の艱難なるありさまを、ともどもに打語らひつつ其徳に報い奉らんとて御陰講といふ社を結びて、神とも神と崇まへまつりしより、六十年あまりを一日の如く今に仕奉り来しは、厚くまめまめしき心になむありける。……

なかんずく、右の一節のなかで注目しておきたい点は、御陰講の成立についての経緯である。そして、この御陰講の内容をさらに詳細に觀察してゆくと、この講の母体となっているものは、烈公生祀に關する信仰であることが注目される。つまり常磐村の農民十二戸が、烈公直筆の「御文」を掛軸に表装して、これを「尊み敬ひおろがみ」、かつ特定の日には「其れを拝みまをし、凶荒の艱難なるありさまを、ともども打語らひつつ其徳に報い奉らんとて」御陰講(また「仰景講」ともいう)という講を結成した由来がまず注目されよう。また、常磐村(現在、水戸市内の一部に常磐町という町名が残っている)の農民十二戸というのは、烈公を鑽仰して明治三十三年四月に、八仰景碑を建立した人びとである。この人びとは仰景会會員として、碑陰に氏名が刻まれているので、一応今日に至ってもその氏名がわかる。

他方、この御陰講については、幸いに水戸の国学者吉田令世の門人三輪信善の編集した『みかけあふき』(3)という書物のなかに、一層詳しい記録が掲載されている。つぎの一節がそれである。

ここに常盤とこの里人／君のふかきおほんめぐみをも、うゑにせまりしくるしミをも心にわすれず、年に三度十二月四日、七月四日、おもふとぢ打つどひて、まきのはじめにあげたる文字を拝み、いささかなる粟稗などの飯を十一月中の卯の日、こしかたのことどもかたらひつつ／きみのいさをのたかきをあふぎ御めぐみのふかきにむくいむこと

をはかれるとぞ。……

この一文は、三輪信善の「ミかけあふぎのゆゑよし」(『みかけあふぎ』所収)の中にうかがわれる貴重な記録である。この文章の末尾には、「嘉永三年といふ歳の五月のすゑつかた／三輪信善記并書」と記されているが、御陰講についてはこの三輪信善の文章によって、一層具体的にその内容を把握することができるものと思う。すなわち、常磐村の農民十二戸の寄り集まる御陰講の日は、二月四日、七月四日、十一月中の卯の日と、年三回にわたって特定の日が約束されてきたことがわかる。そして、その日の主要な行事の内容は、三輪信善の文章中に、『みかけあふぎ』の巻頭の「文字を拝み」とあるので、これは烈公直筆の「専力稼穡勿忘饑饉」(『専ラ稼穡ニカメ、饑』)の八文字を、寄り集まった農民一同が「殊に仰ぎ尊み敬ひおろが」んだ事実が明らかである。そのあとで、「いささかなる粟稗など」の飯を食しながら、「彼の凶荒の艱難なるありさまを、とどもに」語り合つて、烈公の仁徳の「たかきをあふぎ、御めぐみのふかきにむくいむことを」誓い合つたというのである。

とくに、水戸領内では当時の大飢饉の苦い経験に基づき、天保八年八月には領内の各郡庁へさきの八文字の烈公直筆を下賜し、さらにこの八文字の趣旨をよくわかるように説明した教諭書を同時に、領民に配布している。翌九年の四月には、直筆の八文字を石刷りした掛軸と、論書の石刷りを村々の庄屋へ配布し、とりわけ論書は一軒毎に配つて趣旨を理解させた(7)ということである。しかし、常磐村十二戸の農民の行為は特別であり、安政四年には天保四年七月並びに天保九年六月の「景山公御筆の写」、教諭書などを一書に収め、それと同時にこの農民たちの特志の行為を顕彰して、郡庁から一冊の書物が出版されるに至っている。これが三輪信善の『みかけあふぎ』である。また、御陰講が結成された時期も、領内に石刷りの掛物などの配布が行なわれた時期から推察すれば、ほぼ天保九年ないしは同十年ごろであったらうと思う(9)。結局、天保九、十年ごろに常磐村の農民は御陰講を結成発足し、八景景碑を建設した時期に至るまで既に六十年余、その後も孫子の代に至る昭和の初年ごろまで、この講は継続していたということであ

ともあれ、つぎに注目しなければならぬ問題は、烈公生祀の事実についての意義を考察せねばならぬことである。

\*

御陰講そのものを観察すれば、いわば「報恩講」の形式を採っていることがわかるが、その母体となつてゐる内容は、あくまで烈公生祀の信仰にほかならぬと思う。栗田博士の碑文では、烈公の直筆を掛軸として、それを「殊に仰ぎ尊み敬ひおろがみ」、君恩報謝の心情をもつて領主である烈公を「神とも神と崇まへまつ」つたと伝えている。さらにこれらの農民の感情を具さに観察すれば、この農民の感情には、烈公を「生靈いみたま又はその靈肉両者から成つてをる人間を、人間以上の神として拝察」してゐる行為がうかがわれ、且つ生存中の烈公に「神聖感、カシコシとの心情」が明らかに察せられるからである。また、安津博士に拠れば、「遙拝の形式をとつたり又は写真の影像をしつらへたり、或はその特定者の所有したもの……を通して何らかの宗教儀式を執り行ふ」場合に限つて、これを生祀として認めることができる」と説明している。烈公を崇敬した常磐村の農民の場合には、特定の期日に御陰講を執り行ない、且つ君恩報謝の心情をもつて烈公の直筆を拝察することを恒例として、すでにこれを形式化した宗教行事として執り行なつてゐる点が注目される。

このように見てくると、農民の烈公に対する君恩報謝という道徳感情は、それを昇華していわば崇敬、仰慕する極致として宗教的心理が作用し、生存中の烈公を「神とも神と崇」めていたという生祀の現象を感得することができると思う。とくに、この点に常磐村十二戸の農民による烈公生祀に関する事例が注目される所以である。

### 三

この常磐村の農民のほかにも、水戸領内の農民による烈公崇拜の事例は伝えられている。たとえば、天保十一年三

月、烈公の追鳥狩りの折の本陣跡が、石川村（現在、水戸市内に元石川町）の農民によって聖地として保存され、烈公薨去の直後、僅かに四年後の元治元年五月には、その本陣跡に塚を築き小祠を建て、烈公の霊を祀り「烈公の社」を創建した例も伝わっている。<sup>(11)</sup> こうした烈公崇拜の現象は、単に烈公が世に卓れた為政者として、愛民の治政を施したという理由だけに由来するものではなかったと思う。烈公の仁政の裏面には、烈公自身が農民のために誠心誠意を尽した所謂至誠そのもの人であったという事実を忘れてはならぬからである。天保の打ち続く凶作に際し、領主である烈公みずから、十二月の厳寒の最中に毎朝、冷水を浴びて領民のために豊年を祈り、<sup>(12)</sup> 或る時には烈公夫人共々毎日粥食を摂りながら、七日間鹿島、静、吉田、村松、大井などの領内の諸社に祈願して、<sup>(13)</sup> 五穀豊穰を祈るなどの民を思う烈公の至誠に、領内の農民はまた神の姿を拝し、烈公を「神とも神」として崇敬した精神的拠所があったと言わざるを得ない。かくて、こうした水戸領民の領主に対する崇敬の精神が結集して、やがて義公と共に烈公を奉斎する常磐神社の創建が達成されるに至ったと言っても、決して過言ではないと思う。<sup>(14)</sup>

#### 注

- (1) 特に藤田東湖の『常陸帯』には、烈公の事蹟について詳細に叙述している。
- (2) 加藤博士の『本邦生祠の研究』には、以下の事例が挙げられている。即ち、(一)佐藤隼太夫大人の生祀、(二)秋里五右衛門大人の生祀、(三)林田守隆大人の生祀、(四)鍋島直茂公の生祀、(五)細川重賢公の生祀、(六)浅野斉賢公の生祀。
- (3) 『神道研究紀要』—加藤玄智博士十年祭記念特集号—所収。
- (4) 八景碑の碑陰に、飯村平七、石川喜治兵衛、伊藤善介、北条又衛門、綿引与太郎、郡司篤則、小林宗顕、小林平介、荒井安太郎、沢理平、鈴木茂平衛、鈴木理八郎の以上十二名の氏名が刻まれている。
- (5) 本書の表紙見返しに、「安政四年丁巳新刻／みかけあふき／水府、郡官蔵版」とあり、巻末に安政四年七月、吉田尚徳の跋文がある。なお、水戸彰考館並びに歴史館には、本書の写本が保存されている。
- (6) この書には、「天保丁酉仲秋／景山」と揮毫されている。彰考館所蔵。
- (7) 『水戸市史』中巻(参照(六二一頁))。

(8) 『常陸帯』の「饑饉を救ひ給ふ事」には、この烈公直書が引用され、「天保九年六月三日」の日付がある。

(9) 栗田博士撰文の「仰景碑」には、「六十年あまりを一日の如く今に仕奉り来し」とあるので、同碑文の草された明治三十一年から逆算すれば、ほぼ天保九年ないし同十年ごろと推定される。

(10) 『フォト』(一九七三年六月十五日号) 所収「仰景碑」―徳川斉昭と水戸農民―の中で、但野正弘氏は三田寺弘氏の母堂(故人、当時七十八歳)に御陰講について聴取した記録を引用している。それによれば、「私の若いころでしたが、月に一度ほど何人かの会員が、それぞれの家に持ち回りで集まりました。そして烈公様のことや飢饉のことなどを話しあっておりました」(四一頁)と語っているが、この講は昭和の初年ごろまで続いていたということである。

(11) 昭和四十九年十二月に、烈公追鳥狩りの本陣跡の史跡指定申請書が水戸市に提出されている。この申請書のなかの記録に、「源烈公の徳を報じて以て天保十一年三月二十一日千束原に蒐る本陣跡に、元治元年甲子六月烈公の霊を祭祀す。土人称して烈公の社と云」と記されている。なお、この資料は常磐神社権宮司郡司秀氏のご提供に拠った。

(12) 『水戸市史』中巻(参照(六九三頁))。

(13) 『常陸帯』並びに『みかけあふき』所収の天保九年六月三日の烈公直書参照。

(14) 栗田博士の『常磐物語』には、常磐神社の創設に際して、日毎に数百人の近在、近郷の人びとが、義、烈二公の遺徳を仰慕して集まり、社地の整地に、あるいは大材の運搬に奉仕して「日ならずして」神殿が落成したと記録している。

(広島・似島学園)